

議会運営委員会日程

令和5年3月16日（木）
午前10時 502会議室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第70号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第71号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第73号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第74号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第75号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- (7) 議案第76号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- (8) 議案第77号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
- (9) 議案第78号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
- (10) 議案第79号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (11) 議案第80号 川崎市固定資産評価員の選任について
- (12) 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (13) 議案第82号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

日程第2 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第3号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 動議について

- (1) 「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第4 意見書案について

- (1) 意見書案第1号 多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書

- (3) 意見書案第3号 安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書
- (4) 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書
- (5) 意見書案第5号 労働者の賃金を大幅に引き上げを求める意見書

日程第5 3月17日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月17日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第6 陳情の審査

- (1) 陳情第124号 議会改革検討委員会設置に関する陳情

日程第7 その他

議員提出議案第3号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和5年度」に改め、「当該各年度の」を削り、同項第1号及び第2号中「37,890円」を「34,950円」に改め、同項第3号中「49,257円」を「45,435円」に改め、同項第4号中「56,835円」を「52,425円」に改め、同項第5号中「68,202円」を「62,910円」に改め、同項第6号中「75,780円」を「69,900円」に改め、同項第7号中「87,147円」を「80,385円」に改め、同項第8号中「94,725円」を「87,375円」に改め、同項第9号中「113,670円」を「104,850円」に改め、同項第10号中「125,037円」を「111,840円」に改め、同項第11号中「132,615円」を「118,830円」に改め、同項第12号中「151,560円」を「132,810円」に改め、同項第13号中「166,716円」を「146,790円」に改め、同項第14号中「181,872円」を「160,770円」に改め、同項第15号中「197,028円」を「181,740円」に改め、同項第16号中「212,184円」を「195,720円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「22,734円」を「20,970円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「30,312円」を「27,960円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「53,046円」を「48,930円」に改め、同条第5項中「当該各年度」を「令和5年度」に改める。

第12条第2項中「当該各年度の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

令和5年度における保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。

「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」、「議案第39号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第41号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第45号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第46号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第50号 令和5年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第53号 令和5年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第54号 令和5年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

物価高騰はあらゆる分野に及んでおり、2023年1月の総務省消費者物価指数は、総合指数で前年同月比4.2%上昇し、1989年の消費税導入後の水準を上回る、41年ぶりの高い伸びとなった。消費者物価指数を用いて負担増を試算すると、平均的な2人以上の世帯で年間14.3万円という試算もある。来月までに1万品目を超える値上げが予定されており、物価高騰の影響は低所得世帯ほど重くのしかかっている。水道料金の減額や給食費の無償化、奨学金の拡充、医療費・介護利用料の値下げ、市内中小企業への直接支援、労働者の賃金引上げなど市民に直接届く支援が必要とされる。

新型コロナウイルス感染症による解雇、雇い止めは厚生労働省が把握しているだけで現在14万3千人を超え、実態はさらに多いとみられる。中小企業や小規模事業者は新型コロナウイルス、物価高騰によって大きなダメージを受け、景気低迷も加わり、三重四重の打撃を被っている。

日本の子どもの貧困率は10%を超え、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っており、ひとり親世帯については半分が貧困状態にある。厚生労働省の発表によると、母子世帯の年間平均就労収入が236万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。さらに、年金給付は今年4月から0.4%の減額となる予定だが、「マクロ経済スライド」の発動により、0.6%の削減になるなど、社会保障制度は改悪され続けている。

日本の勤労者の実質給与額は、近年ではバブル崩壊後の年収472万円が最高額で、いまだに回復できていない。日本は「賃金が上がらない国」となっている。また、非正規労働者が約4割に上り、貧困と格差が広がっている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約50億円、コンテナターミナル整備事業に約22億円、東扇島堀込部土地造成事業に約2億円など臨海部に係るものとして約104億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2023年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 新型コロナ対策として、これから発熱外来を実施する医療機関への準備費用として直接的な財政支援を行う。また、高齢者入所施設等の介護現場では、直接的な身体接触が必要となる上、クラスターが発生しやすい状況があり感染を予防するためにも、入所者への定期的なPCR検査を行う。
- (2) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、保育料負担軽減のため、第2子保育料の無料化を行う。また、保育士の平均年収が全産業平均より低く、保育士の確保が困難になっている中で、市単独の保育士への処遇改善をさらに上乘せする。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を中学3年生まで実施する。
- (3) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料を第7期の額に戻す。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活するとともに、非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。さらに、補聴器の購入費用の助成を行う。
- (4) 貧困と格差が拡大している状況下で、被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小中学校の給食費無償化、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (5) 大学生の約半数が奨学金制度を利用していることから、若者支援として返済が不要な給付型大学奨学金を拡充し、生活を支えるため、単身者家賃補助として1ヶ月1万円の補助を行う。
- (6) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (7) 防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (8) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線など市民生活にとって必要性が示されない橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般

会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約177億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（東扇島コンテナターミナル整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等）の中止（市債発行約10億2,500万円の抑制など：事業費約21億9,443万円）
- イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約2億1,677万円）
- ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約990万円、市債発行約45億4,000万円の抑制など：事業費約50億7万円）
- エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業）（一般財源約6億4,232万円、市債発行約1億5,900万円の抑制など：事業費約10億3,036万円）
- オ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築等）の中止（一般財源約1億922万円、市債発行約8億3,000万円の抑制など：事業費約9億5,518万円）
- カ 競輪施設等整備事業基金（約11.6億円）、競輪事業運営基金（約9.6億円）、港湾整備事業基金（約33.2億円）、土地開発基金（約8.8億円）、減債基金（約2925.1億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し（約170億円）

(2) 歳出予算の組替え

- ア 発熱外来を実施する医療機関への支援金支給
- イ 高齢者入所施設等の入所者に対する新型コロナウイルス感染症検査の実施
- ウ 介護保険料の基準月額保険料を第7期の額に減額
- エ 特別養護老人ホームの緊急増設
- オ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- カ 介護援助手当の復活
- キ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- ク 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- ケ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- コ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活
- サ 第2子保育料の無料化

- シ 認可保育所等の保育士の処遇改善
- ス 私立幼稚園の入園料の補助
- セ 少人数学級を中学3年生まで実施
- ソ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等）
- タ 小・中学校の給食費無償化
- チ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ツ 定時制高校夜食費の復活
- テ 給付型大学奨学金の拡充
- ト 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ナ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ニ 住宅リフォーム助成制度の創設
- ヌ 補聴器購入費用の助成
- ネ 単身者家賃補助

意見書案第1号

多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

” 宗 田 裕 之

” かわの 忠 正

” 岩 隈 千 尋

多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書

少子化対策は、我が国において最重要課題の一つとなっており、厚生労働省によると令和3年の年間出生数は約81万人と6年連続で過去最少を更新し、令和4年には、統計開始以来初めて80万人を割り込んだ。

出生数の減少傾向が続く中、国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法を改正し、一部の幼稚園や認可保育所などの無償化を進めたが、多子世帯の支援においては課題が残されている。

中でも、保育施設の利用者負担額、いわゆる保育料については、多子世帯の経済的負担の軽減のために、国の基準で、同一世帯から就学前児童がそれぞれ同時に対象施設を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降は無償とされているところだが、年収約360万円未満相当の多子世帯を除き、小学校就学以降の児童については軽減措置を適用するための児童数に含まれないことから、きょうだいの年齢構成によっては多子世帯の保育料の軽減や保育所等の副食費の免除等についても適用されない場合があるなど、非常に不合理なものとなっている。

また、認可外保育施設等を利用する一部の児童については、当該軽減の児童数の算定対象から除外されていることから、児童が利用する保育施設の違いによっても保育料に大きな差が生じている。

現状、多子世帯を対象とした子育て施策は、各自治体において独自の拡充を行っており、自治体間で格差が生じる要因となっているが、本来こうした施策は自治体間で違いがあるべきものではなく、国における合理的な基準に基づき一律に適用されるべきものである。

よって、国におかれては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、多子世帯の保育料の軽減における年齢制限及び利用する保育施設の種類による制限を撤廃するとともに、必要となる財源の確保についても国の責任において、特段の措置を講ぜられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

意見書案第2号

出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 宗 田 裕 之

〃 かわの 忠 正

〃 岩 隈 千 尋

出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭は少なくなく、全ての家庭が安心して出産や子育てができる環境整備を進めることは喫緊の課題である。

このような課題に対して、国は、伴走型相談支援及び経済的支援を一体として実施する事業として、出産・子育て応援交付金事業を令和4年10月に創設したところである。

当該事業は、地方自治体の創意工夫により、出産や育児等の見通しを立てるための面談、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続的な実施を通じて必要な支援等につなぐ伴走型相談支援と令和4年4月以降に出産した全ての方を対象に妊娠届出時及び出生届出後に出産・子育て応援ギフトとして合計10万円相当を給付する経済的支援で構成されている。

現状、令和5年度の事業実施の財源に当たっては、伴走型相談支援については4分の1、経済的支援については6分の1が市区町村負担分とされているが、いずれも地方交付税の増額で対応することとされているため、不交付団体については、地方交付税が措置されないことから、大幅に負担が増えることになる。

よって、国におかれては、市区町村が出産・子育て応援交付金事業を確実に実施できるよう、地方交付税措置等による対応ではなく、必要な経費も含めて全額国庫負担により措置することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

意見書案第3号

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書

政府は令和4年12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画からなる安全保障3文書を閣議決定した。

当該文書は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍の要請に基づき相手国の領土に対して攻撃を行うことを可能とする敵基地攻撃能力の保有が初めて盛り込まれるなど、必要最低限の専守防衛を大前提にしてきた戦後日本の防衛政策を大きく転換させるものである。

仮に、米軍が海外で始めた戦争に自衛隊が参戦することになれば、結果として日本に対する報復攻撃にもつながり、国民の命を危険にさらすことにもなりかねない。

敵基地攻撃に関しては、昭和34年に当時の防衛庁長官が、他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないと国会で答弁しているが、政府としては、現在もその解釈を変更していないとの見解を示しており、こうした見解に照らすならば、岸田首相の言う憲法の範囲内との主張は成り立たず、戦争の放棄を掲げた日本国憲法第9条に違反すると言わざるを得ない。

そもそも、国の進路に関わる重大な問題については、国権の最高機関である国会で徹底的に議論した上で、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが大前提であるにもかかわらず、今回、政府が国民への説明を一切行わないまま閣議決定のみで強行したことは議会制民主主義に反するものであり言語道断である。

今、国が取り組むべきことは軍備拡張と戦争準備などではなく、日本国憲法第9条をいかした対話による平和外交である。

よって、国におかれては、防衛の名の下に日本を戦争の危険にさらす安全保障3文書の閣議決定を即時撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

防衛大臣

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗田 裕之
	〃	大庭 裕子
	〃	渡辺 学
	〃	片柳 進
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	赤石 博子
	〃	後藤 真左美
	〃	小堀 祥子
	〃	市古 次郎

新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書

本年1月、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類を現在の新型インフルエンザ等感染症、いわゆる二類感染症相当から、季節性インフルエンザ等と同じ五類感染症に引き下げを正式に決定した。

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザよりもはるかに感染力が強く、後遺症患者も多く報告されていることから、専門家からは引き続き重大な影響を及ぼし続けると警告する声もある中で、今後、五類感染症に移行すれば、法的根拠を伴った行動制限や入院勧告等を行うことができなくなる。

政府は、五類感染症移行後、医療費の公費負担を段階的に縮小するとともに、医療提供体制についても病床の急減を避けつつ、患者受入機関に対する補助金や診療報酬の特例を段階的に減額・廃止する方向で検討しているとのことだが、公費負担の縮小は、ワクチン接種、診療、検査等における国民の負担の増加や受診控えを引き起こし、初期対応の遅れや重症化といった患者の生命や健康を脅かす事態にもつながりかねない。

また、医療体制の見直しについても、全国82大学の医学部長や病院長で構成される全国医学部長病院長会議は、五類感染症への引下げ後も、各医療機関における医療提供体制については変わらず継続していく必要があり、そのための人手、資金、医療資源等が不足していることから、病床確保に係る補助金や診療報酬の特例等、財政的支援を今後も継続するよう厚生労働大臣宛て要望しており、確実な医療体制の確保には課題が残る。

こうした問題が山積する中、感染症法上の分類を引き下げるとは、医療体制を強化し、国民の生命と健康を守る政府の役割からかけ離れたものになると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、本年5月に五類感染症へ引き下げることを見直すとともに、現行の二類感染症相当の措置の下、公費負担による対策等を継続・拡充するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

ワクチン接種推進担当大臣

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

宛て

意見書案第5号

労働者の賃金を大幅に引き上げを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

労働者の賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

令和5年1月の全国消費者物価指数は、前年同月比4.2%の上昇で、第2次石油危機の影響で物価が上がっていた昭和56年9月以来、41年ぶりの大幅な伸びとなっており、エネルギーや原材料価格の上昇などに起因する物価高騰と3年にも及ぶコロナ禍は、家計や地域経済を一層苦境に追い込んでいる。

名目賃金と物価変動率から算出される実質賃金は、経済界における賃金抑制の動きと、労働法制の連続的な規制緩和による非正規労働者の拡大で、四半世紀にわたり停滞を続け、一部報道によると、年収換算で平均61万円も減少した。

また、平均賃金についても、令和3年に経済協力開発機構が公表したデータによると、比較可能な34か国中で24位という低水準にとどまり、同1位のアメリカの平均賃金と比較すると半分程度となっている。

現在、政府が行っている物価高騰対策は、ガソリン、電気、ガス料金の抑制など部分的かつ一時的なものが多くを占めており、生活そのものを長期にわたって下支えする中身にはなっておらず、根本的な解決につながっていない。

こうした物価高騰と国民生活の困難を打開するには、暮らしと経営を守る緊急対策とともに、労働者の切実な要求である大幅な賃上げを行うことが重要となるが、欧米各国では物価高騰のもと、時給を1,500円から2,000円程度の水準にまで引上げており、我が国も政府が主導して最低賃金の引上げに取り組むことが必要不可欠である。

一方で、令和3年には企業の内部留保が500兆円を超え、10年連続で過去最高を更新していることから、大企業への内部留保に対する課税を行い、最低賃金引上げのための中小企業支援の原資を創出することも選択肢の一つとして考えられる。

よって、国におかれては、3年にも及ぶコロナ禍に異常な物価高騰が追い打ちをかけている今こそ、暮らし、雇用など国民生活を守るため、中小企業に対して直接支援を行い、最低賃金を欧米各国の水準に近づけ、非正規労働者を含めた労働者の賃金を大幅に引き上げることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
神奈川労働局長

3月17日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	令和5年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 47件	
日程第3	当初予算 19件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 7件	

- (1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）
総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順
（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）
～ 委員長報告に対する質疑 ～
- (2) 「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議
[提案説明、自席質疑]
- (3) 討論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議）
[日程第1の令和5年度施政方針、日程第4の報告に対する意見などがあれば併せて行う。発言は、今議会の発言順]
- (4) 採決
 - ① 「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決
 - ② 日程第2の議案47件中、次の議案10件を除いた37件を起立により一括採決
議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 財産の無償譲渡について
議案第30号 財産の無償譲渡について
議案第31号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の締結について
議案第32号 等々力緑地の指定管理者の指定について
議案第33号 等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定について
 - ③ 除いた議案10件中、議案第1号、第4号、第9号、第12号、第29号、第30号、第31号、第32号及び第33号の9件を起立により一括採決
 - ④ 除いた議案第6号を起立により採決
 - ⑤ 日程第3の当初予算19件中、次の10件を除いた9件を起立により一括採決
議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算
議案第39号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第41号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第43号 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第45号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第46号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

- 議案第 5 0 号 令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 令和 5 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 5 4 号 令和 5 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 5 6 号 令和 5 年度川崎市自動車運送事業会計予算

- ⑥ 除いた議案第 3 8 号、第 3 9 号、第 4 1 号、第 4 3 号、第 4 5 号、第 4 6 号、第 5 0 号、第 5 3 号、第 5 4 号及び第 5 6 号の 1 0 件を起立により一括採決
- ⑦ 日程第 5 の請願 7 件中、請願第 4 1 号、第 4 4 号及び第 4 5 号の請願 3 件を起立により一括採決
 - 請願第 4 1 号 多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置に関する請願
 - 請願第 4 4 号 宮内新横浜線（子母口工区）の信号設置に関する請願
 - 請願第 4 5 号 「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」に伴い、同駅東側市街地の利便性向上と東西回遊性を高めるための施策を講じることを求める請願
- ⑧ 請願第 2 号及び第 4 6 号の請願 2 件を起立により一括採決
 - 請願第 2 号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願
 - 請願第 4 6 号 学校給食費の無料化を求める請願
- ⑨ 請願第 4 0 号を起立により採決
 - 請願第 4 0 号 西加瀬プロジェクト計画の中止を求める請願
- ⑩ 請願第 4 2 号を起立により採決
 - 請願第 4 2 号 新築住宅等への太陽光設備設置義務化に関する請願

2

日程第 6

- 議案第 7 0 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 1 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 2 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 3 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 4 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 5 号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
 - 議案第 7 6 号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
 - 議案第 7 7 号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
 - 議案第 7 8 号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
- [一括上程、提案説明、自席質疑の後、委員会付託]
- （本会議を休憩し、文教委員会、健康福祉委員会、環境委員会及び議会運営委員会を開催した後、本会議を再開）
- [委員長報告、討論、採決]

3

日程第 7

- 議案第 7 9 号 川崎市教育委員会委員の任命について
- [上程、提案説明、自席質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決]

4

日程第8

議案第80号 川崎市固定資産評価員の選任について

[上程、提案説明、自席質疑(意見等含む。)の後、直ちに起立により採決]

5

日程第9

議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦について

[上程、提案説明、自席質疑(意見等含む。)の後、直ちに起立により採決]

6

日程第10

議案第82号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

[上程、提案説明、自席質疑(意見等含む。)の後、直ちに起立により採決]

7

日程第11

議員提出議案第3号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

8

日程第12

意見書案第1号 多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書

意見書案第2号 出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書

① 意見書案第1号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

② 意見書案第2号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

意見書案第3号 安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第5号 労働者の賃金を大幅に引き上げを求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

} 一括
上程

9

日程第13 大都市税財政制度調査特別委員会の調査研究について

大都市税財政制度調査特別委員長から報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

*慣例により市長、議長の挨拶

令和5年第1回川崎市議会定例会会期日程

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
2/13	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、 市長「令和5年度施政方針」、局長提案説明、散会
14	火			
15	水			
16	木			(請願・陳情締切日 午後5時)
17	金			(代表質問発言通告締切日 午後1時)
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水		議会運営委員会	28日の本会議の運営について
23	木	天皇誕生日		
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	本会議 (第2日)		再開、代表質問(自民党、共産党)、延会
28	火	本会議 (第3日)	正副委員長会議	再開、代表質問(公明党、みらい)、予算審査特別委員会設置、 当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
3/1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査
7	火		予算審査特別委員会	審査
8	水		予算審査特別委員会	審査
9	木		予算審査特別委員会	審査
10	金		委員会	
11	土			
12	日			
13	月		委員会	
14	火		委員会	
15	水			(討論発言通告締切日 午後3時)
16	木		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、17日の本会議の運営について
17	金	本会議 (第4日)	委員会 議会運営委員会	再開、委員長報告、討論、採決、追加議案に対する議事、人事案件に対する議事、 意見書案、大都市税財政制度調査特別委員会の委員長報告、閉会

* 発言の会派順位 自民党、共産党、公明党、みらい

令和5年第1回川崎市議会定例会会期日程(変更案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
3/17	金	本会議 (第4日)		再開、委員長報告、討論、採決、追加議案に対する議事（提案説明、自席質疑、委員会付託）、休憩
			文教委員会、 健康福祉委員会、 環境委員会 (本会議休憩中)	追加議案の審査
			議会運営委員会 (委員会終了後)	17日の本会議の運営について
				再開、追加議案に対する議事（委員長報告、討論、採決）、人事案件に対する議事、意見書案、大都市税財政制度調査特別委員会の委員長報告、閉会

令和5年第1回川崎市議会定例会
議事日程第4号

令和5年3月17日(金)
午前10時開議

第 1

令和5年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 包括外部監査契約の締結について
議案第 17 号 川崎市新本庁舎のキャスター付きワゴンの取得について
議案第 18 号 川崎市新本庁舎の事務用椅子の取得について
議案第 19 号 川崎市新本庁舎のロッカーの取得について
議案第 20 号 川崎市新本庁舎の議会フロア委員会室等什器の取得について
議案第 21 号 川崎市新本庁舎の執務室収納什器の取得について
議案第 22 号 (仮称)多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
議案第 23 号 橋処理センター建設工事請負契約の変更について
議案第 24 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 25 号 高津区における町区域の設定について
議案第 26 号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第 27 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第 28 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
議案第 29 号 財産の無償譲渡について
議案第 30 号 財産の無償譲渡について
議案第 31 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の締結について
議案第 32 号 等々力緑地の指定管理者の指定について
議案第 33 号 等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定について
議案第 34 号 市道路線の認定及び廃止について
議案第 35 号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 36 号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 37 号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 57 号 令和4年度川崎市一般会計補正予算

- 議案第 58 号 令和 4 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 59 号 令和 4 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 60 号 令和 4 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 議案第 61 号 令和 4 年度川崎市病院事業会計補正予算
- 議案第 62 号 令和 4 年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 議案第 63 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 67 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69 号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 3

- 議案第 38 号 令和 5 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 39 号 令和 5 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 40 号 令和 5 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 41 号 令和 5 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 42 号 令和 5 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 43 号 令和 5 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 44 号 令和 5 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 45 号 令和 5 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 46 号 令和 5 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 47 号 令和 5 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第 48 号 令和 5 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第 49 号 令和 5 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第 50 号 令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 51 号 令和 5 年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第 52 号 令和 5 年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第 53 号 令和 5 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 54 号 令和 5 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 55 号 令和 5 年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 56 号 令和 5 年度川崎市自動車運送事業会計予算

第 4

- 報告第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

- 請願第 2 号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願
- 請願第 40 号 西加瀬プロジェクト計画の中止を求める請願
- 請願第 41 号 多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置に関する請願
- 請願第 42 号 新築住宅等への太陽光設備設置義務化に関する請願
- 請願第 44 号 宮内新横浜線（子母口工区）の信号設置に関する請願
- 請願第 45 号 「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」に伴い、同駅東側市街地の利便性向上と東西回遊性を高めるための施策を講じることを求める請願
- 請願第 46 号 学校給食費の無料化を求める請願

第 6

- 議案第 70 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7 2 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 6 号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 7 号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
- 議案第 7 8 号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

第 7

- 議案第 7 9 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 8

- 議案第 8 0 号 川崎市固定資産評価員の選任について

第 9

- 議案第 8 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 1 0

- 議案第 8 2 号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第 1 1

- 議員提出議案第 3 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 2

- 意見書案第 1 号 多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書
- 意見書案第 2 号 出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書
- 意見書案第 3 号 安全保障 3 文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書
- 意見書案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書
- 意見書案第 5 号 労働者の賃金を大幅に引き上げを求める意見書

第 1 3

- 大都市税財政制度調査特別委員会の調査研究について

令和5年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

令和5年3月17日

付託委員会	案 件
文教委員会 (3)	議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第73号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第74号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
健康福祉委員会 (2)	議案第70号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第71号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
環境委員会 (4)	議案第75号 川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について 議案第76号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について 議案第77号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について 議案第78号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

令和5年3月13日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

総務委員長

川島 雅 裕

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 2号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 4号 川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 5号 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について
(原案可決)

議案第16号 包括外部監査契約の締結について
(原案可決)

議案第17号 川崎市新本庁舎のキャスター付きワゴンの取得について
(原案可決)

議案第18号 川崎市新本庁舎の事務用椅子の取得について
(原案可決)

議案第19号 川崎市新本庁舎のロッカーの取得について
(原案可決)

議案第20号 川崎市新本庁舎の議会フロア委員会室等什器の取得について
(原案可決)

議案第 2 1 号 川崎市新本庁舎の執務室収納什器の取得について
(原案可決)

議案第 2 4 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 意)

議案第 2 8 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
(同 意)

議案第 5 7 号 令和 4 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

令和5年3月13日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

文教委員長

平山 浩 二

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（こども未来局に関する部分） （原案可決）

議案第10号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第15号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第22号 （仮称）多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
（原案可決）

議案第25号 高津区における町区域の設定について
（原案可決）

議案第26号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について
（原案可決）

議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第35号 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第 36 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (原案可決)

議案第 37 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (原案可決)

議案第 67 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 68 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 69 号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

令和5年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

健康福祉委員長

矢 沢 孝 雄

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（健康福祉局に関する部分） （原案可決）
- 議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（健康福祉局に関する部分） （原案可決）
- 議案第 8 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第 9 号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する
条例の制定について （原案可決）
- 議案第 14 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第 29 号 財産の無償譲渡について
（原案可決）
- 議案第 30 号 財産の無償譲渡について
（原案可決）
- 議案第 58 号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
（原案可決）

議案第 6 1 号 令和 4 年度川崎市病院事業会計補正予算

(原案可決)

議案第 6 3 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(原案可決)

令和5年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

まちづくり委員長

赤石 博 子

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- | | | |
|-----------|--|--------|
| 議案第 1 号 | 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（建設緑政局に関する部分） | （原案可決） |
| 議案第 3 号 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | （原案可決） |
| 議案第 1 1 号 | 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （原案可決） |
| 議案第 1 2 号 | 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について | （原案可決） |
| 議案第 3 1 号 | 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の締結について | （原案可決） |
| 議案第 3 2 号 | 等々力緑地の指定管理者の指定について | （原案可決） |
| 議案第 3 3 号 | 等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定について | （原案可決） |
| 議案第 3 4 号 | 市道路線の認定及び廃止について | （原案可決） |

議案第 60 号 令和 4 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

(原案可決)

令和5年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

環境委員長

齋藤 伸 志

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 6 号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 13 号 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 23 号 橋処理センター建設工事請負契約の変更について
(原案可決)

議案第 59 号 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第 62 号 令和4年度川崎市下水道事業会計補正予算
(原案可決)

令和5年3月9日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

予算審査特別委員長

原 典 之

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和5年2月28日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算
- 議案第39号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第40号 令和5年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第41号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第42号 令和5年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第43号 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第44号 令和5年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第45号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第46号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第47号 令和5年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第48号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第49号 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第50号 令和5年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第51号 令和5年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第52号 令和5年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第53号 令和5年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第54号 令和5年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第55号 令和5年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第56号 令和5年度川崎市自動車運送事業会計予算

令和5年3月13日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

文教委員長

平山 浩 二

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第 2号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願

（不採択）

請願第 46号 学校給食費の無料化を求める請願

（不採択）

令和5年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

まちづくり委員長

赤石 博 子

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第40号 西加瀬プロジェクト計画の中止を求める請願

（不採択）

請願第41号 多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置に関する請願

（採 択）

請願第44号 宮内新横浜線（子母口工区）の信号設置に関する請願

（取り下げ）

請願第45号 「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」に伴い、同駅東側市街地の利便性向上と東西回遊性を高めるための施策を講じることを求める請願

（採 択）

令和5年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

環境委員長

齋藤 伸 志

環境委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第42号 新築住宅等への太陽光設備設置義務化に関する請願

（不採択）

発 言 通 告 書

令和5年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 大庭 裕子

予 定 時 間 10分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
「議案第38号 令和5年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議



代表討論通告書

令和5年3月15日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 片柳 進

時 間 約28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第1号、議案第4号、議案第9号、議案第12号、
	議案第29号～33号、議案第38号、議案第39号、議案第41号、
	議案第43号、議案第45号、議案第46号、議案第50号、
	議案第53号、議案第54号、議案第56号
	請願第42号
賛 成 討 論	議案第6号、議案第10号、議案第27号、
	議案第57号、
	請願第2号、請願第40号、請願第46号
報 告	
施政方針	



発言通告書

令和5年3月13日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 渡辺 学

予定時間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
議員提出議案第3号の提案説明
(川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)



発言通告書

令和5年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 小堀 祥子

予 定 時 間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第3号の提案説明
(安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和5年3月13日

川崎市議会議長様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 赤石 博子

予 定 時 間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第4号の提案説明
(新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書)



発 言 通 告 書

令和5年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 後藤真左美

予 定 時 間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第5号の提案説明
(労働者の賃金を大幅に引き上げをを求める意見書)



陳情第124号 議会改革検討委員会設置に関する陳情（資料）

＝今期の議会運営委員会等における主な協議・確認事項＝

1 タブレット端末機及び文書共有システムの活用の本格実施

紙資料の電子化によるペーパーレス化を主な目的として、前期に引き続き「川崎市議会文書共有システムに関する検討プロジェクト」が設置され、従来からの委員会室等における会議に加えて、本会議等の議場における会議でタブレット端末機及び文書共有システムの活用を本格実施することを確認した。

（議会運営委員会 令和2年9月 確認）

2 オンラインによる方法を活用した委員会の開催

令和2年の総務省通知を契機に、「川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクト」が設置され、委員会開催の特例として、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、オンラインによる方法を活用した委員会を開催することができることを確認した。

（議会運営委員会 令和4年3月 確認）

3 新型コロナウイルス感染症に関する対応

本会議場における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、議員や理事者の座席の配置、採決に係る議事等について、原則とは異なる対応を図ることとし、定例会ごとに確認した。また、議員、理事者及び傍聴者が議場等に入室する際、個々に議長の許可を得ることなくマスクの着用を包括的に許可することとした。

〈主な対応〉

- ・議員の定数の半数（定足数）を超える程度に出席者を縮小
- ・議員又は理事者は1席ずつ間隔を空けて着席
- ・採決に関する議事は、全議員が本会議場の自席に着席した状態で実施
- ・本会議場への議員の出席者は、休憩ごとに交替
- ・代表質問や代表質疑の発言場所の変更

（各定例会前の議会運営委員会にて確認）

= 議会運営検討協議会について =

1 設置期間

平成23年12月14日から平成27年5月2日まで

2 設置根拠

川崎市議会議会運営検討協議会設置要綱

3 目的

議会運営委員会からの検討依頼に基づき、議会運営に関する諸事項について調査・検討を行う。

4 協議項目及び検討結果

① 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し

《検討結果》

なお、この結論に対して、委員から慎重な立場からの意見もあった。

- (1) 「市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事」については、これを地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項とすべきであるので、これに係る規定を「市長の専決処分事項の指定について」に追加すべきである。

なお、この指定に当たっては、金額等による条件は特に設定しないこととすべきである（これに伴い、100万円以下の和解及び調停と規定している「市長の専決処分事項の指定について」の第1項について、所要の調整を行う必要がある。）。

- (2) 他の専決処分事項については、特に修正、削除等を行うべきものはないので、現行の「市長の専決処分事項の指定について」で定める事項のとおりとすべきである。

② 予特委員会の常設化等の検討

《検討結果》

- (1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。

ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。

イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。

ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。

エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。

オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。

- (2) 予算審査特別委員会の常設化については、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかったため、予算審査特別委員会の常設化は見送ることとした。

③ 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

《検討結果》

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

- (1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

また、現在、市の事務に関係しない事項を願意とする陳情は委員会付託しない扱いとされているが、このうち意見書提出を願意とするものは例外的に委員会付託する扱いとされているため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするのにあわせて、議会運営の手引きにおける市の事務に関係しない事項を願意とする陳情に関する規定から、意見書提出を願意とする陳情に関する例外規定を削除するよう、所要の調整を行う必要がある。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

- (2) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないことについては、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかった。

- (3) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略については、運用の改善で対応が可能であるため、これに係る議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。

④ 会議時間のあり方

《検討結果》

当協議会では、一般質問の会議時間について調査・検討を行い、議論を重ねたが、

委員から、現行の一般質問の会議日数で会議時間を遵守すべきとの意見、遵守する場合は日数増とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、代表質問の会議時間は、議会運営委員会において協議が行われたため、協議会では協議を行わないこととした。

⑤ 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）

《検討結果》

- (1) 区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとすべきである。
 - (2) 区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告することとすべきである。
 - (3) 区長の距離的、時間的条件を考慮し、委員会への出席に際しては、一般質問と同様に、次の取扱いとすべきである。
 - ア 区長は発言通告があったときに出席する扱いとする。
 - イ 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。
 - ウ 区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとする。
- ※ なお、決算審査特別委員会については、現在協議会において、決算審査特別委員会のあり方に関する議論が別途行われており、この協議の結果、決算審査特別委員会の審査方法が変更となる場合には、区長の出席の取扱いを改めて検討する必要がある。

⑥ 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

《検討結果》

当協議会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願者の趣旨説明を実施すべきとの意見、実施の必要はないとの意見、既存の制度（参考人制度及び請願紹介議員の趣旨説明制度）を活用すべきとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いについて継続して協議を行い、これを「請願者の趣旨説明の取扱い（素案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。

⑦ 市長の決算審査特別委員会への出席

《検討結果》

なお、この結論に対して、委員から慎重な立場の意見もあったことを付記する。

- (1) 現行の決算審査特別委員会に市長の出席を求めるのではなく、分科会方式の導入や総括質疑の実施など、決算審査のあり方の見直しを行うべきである。
- (2) 市長は、決算審査特別委員会の全体会（提案説明及び総括質疑の2日間）へ出席することとすべきである。

また、協議会では、決算審査に関する見直しのあり方について協議を行い、これを「決算審査に関する見直し（案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。

⑧ 会期の見直し

《検討結果》

- (1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- (2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとすべきである。
- (3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とすべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。

⑨ 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討

《検討結果》

- (1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とすること。
- (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用に見直すこと。
- (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。

なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。

- ⑩ 代表質問のあり方、一般質問のあり方
- ⑪ 代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入
- ⑫ 質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方
- ⑬ 代表質問等での対面による質疑の実施

《検討結果》

代表質問における再質問は、これまでの一括方式に加え、一問一答方式による質問方式も選択できるようにすること。

また、その他の見直しは行わないことを確認した。

⑭ 委員会傍聴の原則自由化

《検討結果》

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、委員会の許可制としていた現行の委員会傍聴のあり方について、現状で不都合は生じていないこと、傍聴自由化にはセキュリティ上の課題があること、また、適正な委員会運営の観点から、現行のとおりとし、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

⑮ 質問経過時間等の表示

《検討結果》

- (1) 質問時間について、現行の申し合わせ等を変更しないことを前提に、議場において、経過時間を表示すること。
- (2) 経過時間表示とは別に、議事進行のための時間の計測は、従前のとおり議会局が行い、議長又は委員長が審議の進行管理を行うこと。
- (3) 表示された経過時間は目安であり、議会局が計測する時間と若干の誤差が生じること、また、時間表示が機器の故障等で行えない場合でも、議長又は委員長が管理する時間を基に議事を進行すること。

なお、具体的な表示機器の設置に当たっては、多額の費用を掛けない方法を検討するべきである。

⑯ 議案の提出方法

《検討結果》

当協議会では、市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法について調査・検討を行ったところ、現行のとおり、議案の提出方法の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

= 議会改革検討委員会について =

1 設置期間

平成27年9月11日から令和元年5月2日まで

2 設置根拠

川崎市議会会議規則第131条第2項

3 所掌事務

議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

4 協議項目及び検討結果

① 水道企業団議会、競馬組合議会、後期高齢者医療広域連合議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告

《検討結果》

- (1) 本市議会から選出されている神奈川県内広域水道企業団議会、神奈川県川崎競馬組合議会、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の各議員（以下、「選出議員」という。）は、各議会における審議結果等を議長宛てに報告するものとする。
- (2) 議長は、各議会における審議結果等を周知するため、選出議員からの報告書の写しを各会派の団長、無所属議員に配付することとする。

② 常任委員会の所管局の見直し

《検討結果》

- (1) 常任委員会の所管及び名称については、平成28年4月1日から、次のとおり見直すべきである。
 - 1 常任委員会の名称、委員定数及び所管
 - (1) 総務委員会 13人
 - ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関すること。
 - イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。
 - (2) 文教委員会 12人
市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。
 - (3) 健康福祉委員会 12人
健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。
 - (4) まちづくり委員会 12人
まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。
 - (5) 環境委員会 11人
環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

2 平成28年から3年間の正副委員長等の割り振り
変更しない。

- (2) 区を単位とし、区選出議員を構成員とする区常任委員会の設置について提案があったが、国や他の政令市、今後の本市における区の権限強化の状況を見て、再度設置について議論すべきであるとの意見で一致し、設置については見送ることとした。

③ 委員会への資料提出のあり方

《検討結果》

- (1) 改選年度の年度初めから、改選後の新たな議会が構成されるまでの間の情報提供については、議会局が一覧にまとめ、新たな正副委員長へ提示し、必要に応じて所管事務の調査（報告）として取り扱うものとする。
- (2) 予算議会閉会后から年度末までの間の情報提供については、現委員長から新年度の委員長へ申し送りを行い、必要に応じて所管事務の調査（報告）として取り扱うものとする。

④ 常任委員会における重点調査項目の選定

《検討結果》

各常任委員会の判断を尊重し、必要に応じて重点調査項目を選定し、これを踏まえて所管事務の調査等を行うことができることとすることを確認した。

⑤ 特別委員会の設置

《検討結果》

- (1) 議会の更なる機能強化の取組として、主体的に調査研究を行う調査特別委員会を次のとおり設置し、議会としての機能を十分に発揮すべきである。
- ア 名称は、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）とする。
- イ 委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。
- ウ 委員会の構成は、総務委員会に準ずることとする。
- エ 調査期間は付議事件の終了までとし、議会の閉会中も審査を行うことができるものとする。
- (2) なお、委員会設置後に実施年度で把握した課題等を検証するとともに、継続の必要性について検証を行うものとする。

また、検討委員会では、特別委員会の設置について協議を行い、これを「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。

⑥ 会期の見直し

《検討結果》

- (1) 当検討委員会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現在の4会期制から3会期制へと会期を見直すべきとの意見、会期を通年とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、検討委員会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって検討委員会の報告に代える。

なお、委員から、将来的に国の法改正や制度改正等の動きがあった際に、再度本件を取り上げ、検討を進めるべきであるとの意見もあったことを付記する。

⑦ 同意人事案件への議会の関与のあり方

《検討結果》

委員会付託を省略する議会の同意を必要とする人事案件については、代表質問をはじめとする他の議案の答弁調整との重複を避け、適切な議案研究の時間を確保したいと考える。

⑧ 市民（議会）報告会の検討

《検討結果》

議会報告会自体は意義のある活動であるが、本市での実施に当たっては、運営組織の構成に関する事、会場設営や資料準備等に関する事、報告会当日の運営や議員の発言に関する事など、議会全体で詳細に協議し意思決定することが必要な課題が多くあるため、まずこれらの課題を取り除いた上で、実施の可能性について検討すべきである。

また、議会報告会という形式にこだわらず、議会かわさきなどの広報媒体の充実や、委員会室におけるインターネット中継の更なる活用など、他の手法による「開かれた議会を促進するための取組」を模索すべきである。

⑨ 請願・陳情審査の結論のあり方

《検討結果》

現行の請願・陳情の結論のあり方については、委員会において原則として審査を行い、必要に応じて現地視察を行うなど、請願・陳情に対する丁寧な対応を継続して行うべきであり、また、継続審査の取扱いとしている請願・陳情についても、あえて結論を出さずに継続審査とすることで経過を見守り、議会としての関与を残してきた経緯があるため、請願・陳情の結論の見直しは行わないことを確認した。ただし、長期間にわたって継続審査となっている請願・陳情については、各委員会の判断で、適切な時期に状況の確認を行い、必要に応じて取扱いを協議することも併せて確認し、検討委員会としての結論に至った。

⑩ 請願、陳情の意見陳述の機会の付与

《検討結果》

請願・陳情者による意見陳述の実施に賛成の意見、意見陳述の実施に慎重な意見があり、検討委員会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって検討委員会の報告に代える。

⑪ 委員会資料の事前配布の検討

《検討結果》

委員会資料の事前配布については、これまで議会と執行部との信頼関係に基づき、事実上行われてきた正副委員長への事前説明についての制度化が必要となること、また、委員会資料の事前配布をルール化することにより、情報管理や情報の公開時期等について課題が生じ、執行部の判断により行われてきた正副委員長、各委員・各会派及び無所属議員への事前説明などについての影響が生じる懸念があること等から、実施は困難であるとの結論に達し、今後もこれまでと同様に、正副委員長等への丁寧な説明などのきめ細かい対応を執行部に求めていくことで意見が一致し、検討委員会としての結論に至った。

⑫ 文書質問制度

《検討結果》

文書質問制度は、活用方法によっては非常に有効と思われるが、本市議会では、他都市と比較して議場における質問の機会が多く設けられているため、現時点では、文書質問制度を導入する必要はないとの内容で意見が一致し、検討委員会としての結論に至った。

⑬ 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討

《検討結果》

公聴会及び参考人制度については、制度の趣旨に鑑み、今後とも必要に応じて積極的に活用していくべきであるとの内容で意見が一致し、検討委員会としての結論に至った。

⑭ 議決事項の見直し

《検討結果》

議決事件に追加すべき計画等は現時点では該当するものがないこと、また、将来的に議決事件に追加すべきと思われる計画等が提案された際には、各会派で検討の上、議会運営委員会に提案し、協議・決定できることを確認し、検討委員会としての結論に至った。

⑮ 議案の提出のあり方（指定管理議案など）

《検討結果》

指定管理議案の提出方法のあり方については、現状で大きな支障は生じていないが、一部の指定管理予定者に問題があった場合の取扱い等に関して課題が残されている状況であるため、執行部に対し、今後とも議会で適切な審議が行えるよう、配慮した対応を願いたいと考える。

川崎市議会文書共有システムの会議における使用に関する要領 新旧対照表 (案)

【理事者への端末機の貸与】

改正後	改正前
<p>5 本会議及び常任委員会におけるシステムの使用に関する取扱い (略)</p> <p>(2) 議事説明員による情報通信機器の使用 本会議では、議事説明員は議場配付資料等を参照するための情報通信機器を議場に持参し、使用する。</p> <p><u><削除></u></p>	<p>5 本会議及び常任委員会におけるシステムの使用に関する取扱い (略)</p> <p>(2) 議事説明員による情報通信機器の使用 本会議では、議事説明員は議場配付資料等を参照するための情報通信機器を議場に持参し、使用する。</p> <p>(3) <u>理事者への端末機の貸与</u> <u>委員会では、端末機を理事者に1台貸与する。また、資料の表示確認等のため必要な場合は、事前に貸与することができる。</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>理事者は、従来どおり、紙資料により委員会对応を行うが、資料の表示確認のため、委員会室の理事者席にタブレット端末を1台配置する。なお、理事者から、事前に資料の表示などを確認したい等の申し出があった場合は、事前にタブレット端末機を貸し出し対応することとする。</u></p>